

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成19年5月11日法律第38号)の概要

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為を処罰する等所要の法整備を行う。

1. 概要

次の行為を処罰する規定を整備

核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応(核爆発)により、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせること

放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせること

(の法定刑の上限を10年から無期懲役に引上げ)

の行為の予備(準備)行為

の行為の目的での放射線を発散する装置等の製造及び所持、放射性物質の所持

の未遂行為

その他(放射性物質を用いた脅迫、強要)

～ の国外犯

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約について

放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等について定めることを目的としたもの。

1997年2月 国連において交渉開始(提案国はロシア)

2005年4月 国連総会で採択

同年9月 国連首脳会合の際に署名開放

・小泉総理(当時)が他のG8首脳とともに署名、100カ国以上が署名済み。

・22カ国が批准した時に発効(平成19年5月15日現在の批准国は20カ国)

2. 施行期日

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約について

1 条約の経緯

1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として、1997年2月から国連において交渉が開始され(提案国はロシア)、2005年4月に国連総会で採択され、我が国も同年9月に署名。

2 条約の目的

核によるテロリズムの行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズムの行為の防止並びに同行為の被疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたもの。

3 条約の主な内容

第2条に規定する犯罪を国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。

4 条約の状況

2006年7月のG8首脳会議における、“テロ対策に関するG8首脳宣言”及び“国連のテロ対策プログラムの強化に関するG8声明”において、“我々は、すべての国が「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を批准することを求め、同条約が早期に発効することを期待する。”としているとともに、“翌年(2007年)のドイツにおけるサミットで我々の取組の成果を報告する。”としている。22ヶ国が批准した時に発効(平成19年5月15日現在の批准国は20ヶ国)

条約上の犯罪(第2条)

1. 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす等の意図をもって行う以下の行為。
()放射性物質の所持、()装置の作製、()装置の所持
放射性物質又は装置の使用(放射性物質を放出する手段として原子力施設を損壊等することを含む。)
2. 上記 1. の犯罪を行うとの脅迫を行うこと。
3. 脅迫を行い、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は 原子力施設を要求すること。
4. 上記1. の犯罪の未遂
5. 上記1. から4. までの犯罪に加担し、組織し、指示し又は寄与する行為